

地球温暖化対策実行計画

(第1次計画期間：平成24年4月～平成29年3月)



岩手沿岸南部広域環境組合

目 次

● はじめに	1
第1章 計画の基本的な事項	2
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の目的	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象範囲	3
第2章 温室効果ガスの現況と計画目標	4
第1節 温室効果ガスの排出量	4
第2節 温室効果ガスの削減目標	4
第3章 取組の内容	5
第1節 ごみ処理施設運転の取組み	5
第2節 管理部門の取組に	6
第4章 計画の推進と点検体制・評価等	6
第1節 推進・点検体制等	6
第2節 実施状況の報告及び点検の方法等	7

はじめに

今日の環境問題は、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、廃棄物問題などの地域的なものから、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題に至るまで、多岐にわたっています。その多くの問題は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を背景とする人間社会のライフスタイルや生産活動が深く関わっています。特に地球温暖化については、化石燃料を主要エネルギー源としている現代社会の難解な環境問題であり、人類の生存に関わる脅威となっています。

今日の私たちには、こうした問題を解決し、安全かつ快適な環境を継承していく責務があり、そのためには、これまでのライフスタイルや社会経済システムを見直し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会に転換することが重要とされています。

さて、地球温暖化については、1990年代に地球環境に深刻な影響を及ぼすことが指摘され始めました。その研究を行なっている「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2007年に発表した最新の第4次評価報告書（AR4）の中で、「温暖化には疑う余地がない」と断定しており、大気や海洋の世界平均温度の上昇、南極や北極の氷及び山岳氷河などの広範囲の減少、世界平均海面水位の上昇が観測され、今や地球が温暖化していることは明らかとしています。

また、近年世界各地で強い台風、ハリケーン、サイクロンや集中豪雨、干ばつなどの異常気象による災害が頻繁に発生しています。このような異常気象の発生に地球温暖化が関与していると断定することはできませんが、さらに温暖化が進むことにより、異常気象の数や強さも増す可能性があり、砂漠化、氷河や氷原・氷床の融解による海面上昇、食糧危機、生物種の減少、熱帯性伝染病の流行など、一層深刻な事態の発生が考えられています。

そこで現在、地球温暖化という人類の生存に関わる脅威に対し、世界が立ち向かおうとしておりますが、我が国では、2020年までの温室効果ガスの削減目標を1990年比で25%削減することを掲げ、環境技術やノウハウ、人材などにさらに磨きをかけ、世界の先頭に立って走ることにより、世界規模での「環境と経済の両立」の実現に貢献することとしています。

本計画（第1次計画）は、岩手沿岸南部広域環境組合が公的立場、事業者・消費者の立場で地球温暖化問題等の解決に向けた行動を率先して実行していくため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年計画として策定したものです。

第1章 計画の基本的な事項

第1節 計画策定の背景

1 国際動向

地球温暖化問題に関する国際的な取組みは、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、1994年に発効されたことに始まります。これを受けて、1995年にベルリンにおいて、第1回締約国会議（COP1）が開催され、「温室効果ガスの排出・吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数値化された拘束力ある目標」を定めることが決められました。そして、1997年に地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、「先進国全体として、2008年から2012年までの間に温室効果ガスを少なくとも5.2%削減する」ことを義務づけた「京都議定書」が採択され、2005年に発効されました。

その後、京都議定書第1約束期間後の2013年以降の温室効果ガス削減の枠組みを定めるため、2009年にコペンハーゲン会議（COP15）が開催され、京都議定書第1約束期間後の2013年以降の温室効果ガス削減の枠組みが議論されましたが、結論は先送りされることになり、「コペンハーゲン合意」は留意の形で承認されました。

2 国内動向

国際的な動きを受けて、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を平成10年10月に制定し、翌年4月に施行しました。この法律では、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって取り組むための枠組みを示しており、地方公共団体が行う事務・事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための「実行計画」の策定が義務づけられています。なお、具体的な取組みとして、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成14年3月に新大綱が策定されております。その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が策定され、京都議定書で定められた第1約束期間の1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本方針や対策、施策が示されました。

なお、2009年（平成21年）9月の国連気候変動首脳級会合では、2020年（平成32年）までの温室効果ガスの削減目標を「1990年比で25%削減」と表明しており、今後の目標達成に向けたさらなる取組みが求められているところです。

3 岩手県の取組み

岩手県では、平成11年9月に「岩手県環境基本計画」を策定し、主要な温室効果ガスである二酸化炭素について、2010年までに1990年比8%削減という国よりも高い目標を掲げて取組みを進めることにしました。しかし、2001年（平成13年）の二酸化炭素排出量は基準年比で3.3%増加し、この状況での目標達成は厳しいことから、平成17年6月に「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、本県の地域特性を考慮した8つの地球温暖化対策を着実に推進することにより、削減目標8%を目指すこととしました。

更に、平成22年12月に新たな「岩手県環境基本計画」を策定し、施策の一つである「低炭素社会の構築」を推進するため、平成24年3月に「岩手県地球温暖化対策実行

計画」を策定しました。

この計画では、温室効果ガスの排出量について、2020年までに1990年比30%削減するという国よりも高い目標を掲げ、3つの施策 ①温室効果ガス排出抑制、②再生可能エネルギーの導入促進、③森林吸収源対策、を推進することとしています。

4 岩手沿岸南部広域環境組合の取り組み

岩手沿岸南部広域環境組合は、岩手県沿岸南部地区（陸前高田市、大船渡市、釜石市、住田町、大槌町）の一般廃棄物を広域的に処理するため、平成18年4月に設立した一般廃棄物処理施設の建設運営維持管理を目的とした、前記3市2町で構成される一部事務組合であります。

施設建設に当たっては、地球温暖化防止も視野に入れ、ごみの余熱を利用した自家発電設備を整備するなど、広域にごみを処理することで各市町の単独処理よりもCO2排出の削減が図れる施設にすることも目標として取り組んできました。

その結果、平成23年4月に岩手沿岸南部クリーンセンターとして供用が開始され現在に至っていますが、同センターは、平成24年度からエネルギー使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」という。）に規定により「第二種エネルギー管理指定工場」に指定され、エネルギーの使用を管理する施設として行動を開始しています。

このエネルギーの管理は、そのまま温室効果ガスの排出抑制に直結するものであり、この取り組みと一体のものとして取り組むものです。

なお、構成市町においてもそれぞれに「地球温暖化対策推進計画」を策定し実施しており、これらの計画と歩調を合わせて取り組みを推進するものです。

第2節 計画の目的

本計画は、当組合の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに、住民及び事業者の主体的な取組の促進と構成市町が目指す地球温暖化防止に貢献することを目的とします。

第3節 計画の期間

計画の期間は、岩手沿岸南部クリーンセンターが平成23年4月に供用開始したことを踏まえ、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間とし、基準年度を平成23年度とします。ただし、社会情勢等の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4節 計画の対象範囲

1 対象事務・事業の範囲

対象事務・事業は、組合が行う岩手沿岸南部クリーンセンターの管理運営事業とします。

2 対象組織・施設の範囲

対象施設は、岩手沿岸南部クリーンセンターとし、対象組織は、岩手沿岸南部広域環境組合及び(株)岩手沿岸南部クリーンシステム（運営管理委託会社）とします。

3 対象温室効果ガスの範囲

対象温室効果ガスは、二酸化炭素とします。

組合の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量を把握するため、平成 23 年度の現況を調査した結果、廃棄物処理に伴う燃料及び電気の使用に伴う二酸化炭素がほぼ 100%を占めています。

第2章 温室効果ガスの現況と計画目標

第1節 温室効果ガスの排出量

本計画の基準年度(平成 23 年度)における対象温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、次のとおりです。

種 類	ガス排出量 (t)
CO ₂	22,988

第2節 温室効果ガスの削減目標

本計画の実施により、組合の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標を次のとおりとします。

岩手沿岸南部クリーンセンターは、「省エネ法」の規定により、平成 24 年 6 月 6 日、第二種エネルギー管理指定工場に指定されております。

従って、エネルギー管理と温室効果ガスの抑制は、表裏一体であることから、エネルギー管理と一体で削減に取り組むものであり削減目標もエネルギー管理と同様、年平均 1%とします。

【削減目標】

平成 28 年度(2016 年度)までに、基準年度(平成 23 年度)の温室効果ガスの二酸化炭素排出量の 5%削減を目標とします。

(平成 23 年度) (平成 28 年度)
22,988 t ⇒ 21,838 t

【環境配慮項目と目標】

項 目	単位	現 状 (H23 年度)	目 標 (H28 年度)
エネルギー使用量の削減	① コークス	t	2,520
	② A重油	kL	270
	③ 昼間電力	千 kWh	433
	④ 夜間電力	千 kWh	296
重機燃料の削減	① 軽油	L	3,000
			2,850 (5%削減)

第3章 取組みの内容

第1節 ごみ処理施設運転の取組み

「省エネ法」第5条第1項の規定に基づき告示された「工場等におけるエネルギーの合理化の判断基準」に従い制定した岩手沿岸南部クリーンセンターの「エネルギー管理規定」により各設備を管理し、省エネルギーを推進するものでありますが、特に次の点に重点を置きエネルギー消費を削減することにより温室効果ガスの二酸化炭素を目標まで削減するものであります。

1 ごみピットでのごみ管理

熔融炉へ投入するごみは、その性状を均一化することで安定的なガス化熔融が図られ、そのことが燃原料の削減につながるものであります。

そのことから、ごみクレーンでのごみピット内における攪拌作業を十分に行うことが求められます。日中の運転員によるごみクレーンでのごみ攪拌作業に加え、夜間もごみクレーンの自動運転モードを使い攪拌作業を十分に行うこととします。

2 コークス使用量の管理

コークスの使用に伴う温室効果ガスの二酸化炭素は、全体の量の中で2割程度を占めることからコークス使用量の削減は重要であります。

コークスは、熔融物を高温加熱することと炉内の通気性を保つことの役割を持ち、これらを正常に保つ中で、熔融温度、炉内の圧力、ガス中の一酸化炭素濃度、燃焼室温度等を常に監視し、積極的に削減に取り組むものとしします。

3 A重油使用量の管理

燃焼室での助燃材としてのA重油は、上記のごみ管理及びコークス管理と密接に関係するものであります。燃焼室の温度等を常に監視し、管理基準を守りつつ必要最小限の使用に止めるよう取り組むものとしします。

4 自家発電の管理

自家発電設備を備える当クリーンセンターでは、自家発電により電力会社からの買電を抑えること、更には売電により、間接的な温室効果ガスの削減に貢献できるものであります。そのことから安定的に効率よく発電を行うためには、上記の管理が重要であるとともに、排熱ボイラーのメンテナンス等が重要であり、ボイラー灰の除去装置等の稼働を十分に監視し、効率の良い発電に努めるものとしします。

5 ごみの減量化

当クリーンセンターにおける温室効果ガスで最も大きいのは、ごみ中に占める廃プラスチック類（石油製品）の燃焼によるものであります。ごみの収集や分別の施策は構成市町の責務であり当組合が関与するところではありませんが、構成市町と一体となりごみの分別・減量に積極的に提言し取り組んでいくものであります。

なお、当施設においては、直接ごみを持ち込む住民や事業所があります。これらの方々に対しては、プラットホームにおいて、持ち込んだごみの中から資源となる紙類、金属類などを分別し、資源物ヤードへ置くよう指導を徹底します。

第2節 管理部門の取組み

1 電気使用の管理

(1) O A機器

新たにO A機器を購入する際は省電力タイプのものを購入します。
昼休憩時間等1時間以上使用しない場合は、電源を切ります。
パソコンの省電力機能を積極的に設定します。

(2) 照明機器

昼休憩時間は消灯します。
必要ないと認める照明器具は、消灯又は取り外します。
時間外の照明時間を短縮するため、効率的な業務遂行に努めます。

(3) エアコン

室内温度は、夏季間28度、冬季間20度と設定します。
使用しない部屋等の電源は切ります。
業務時間以外は直ちに電源を切ります。

2 物品購入その他

事務用品その他購入に当たっては、エコマーク、グリーンマーク等対象製品を積極的に購入します。

コピー用紙等の使用に当たっては、両面印刷、裏面コピーを積極的に実施し、用紙の削減に努めます。

節水に心掛けます。

クールビズ、ウォームビズを推進します。

第4章 計画の推進と点検体制・評価等

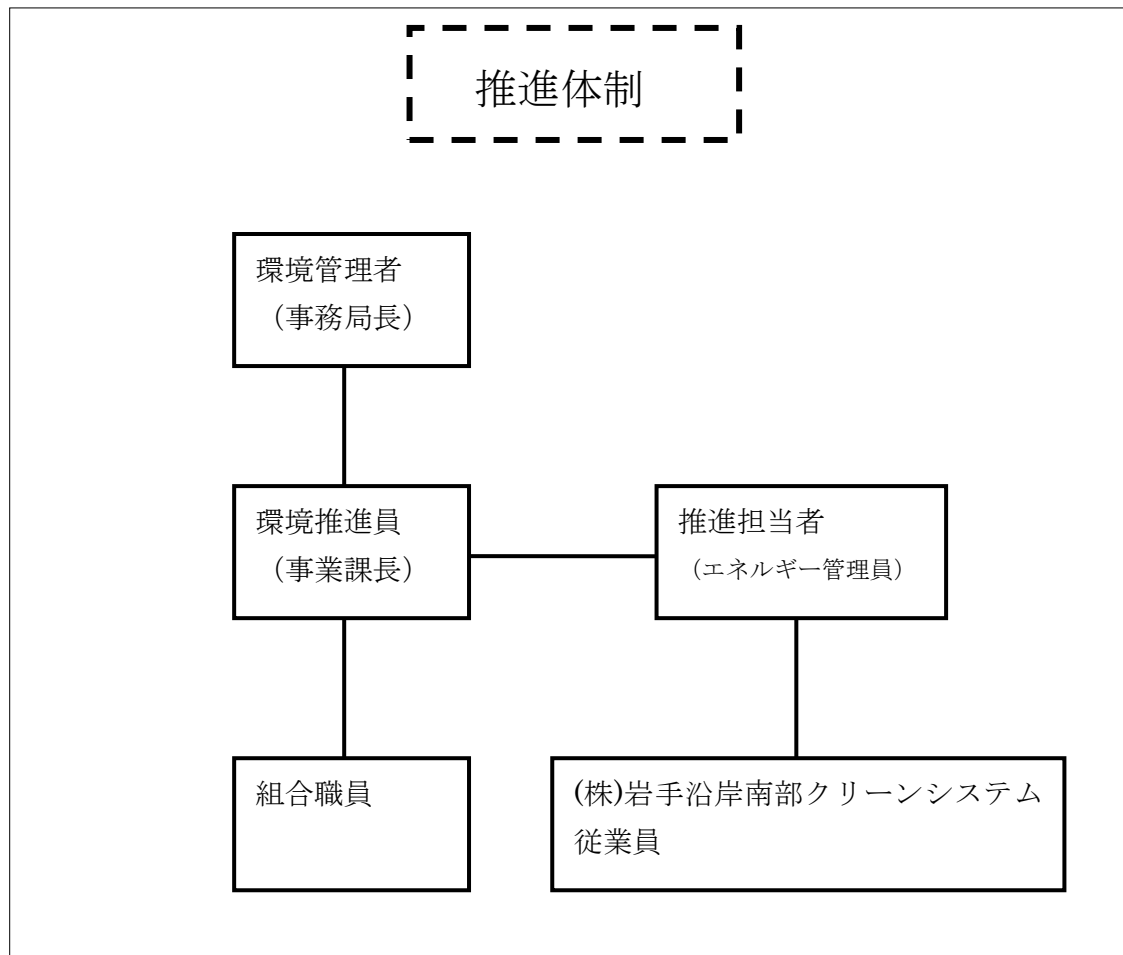
第1節 推進・点検体制等

1 推進体制

岩手沿岸南部クリーンセンターにおいては、「省エネ法」に基づき、省エネルギー推進の体制が確立されています。

当地球温暖化対策実行計画を推進するための方策を実行することは、省エネルギーを進めることと同一であることから、同体制をそのまま当該実行計画の推進の体制として同時に実行するものとします。

- (1) 省エネ推進体制において、組合事務局長を「エネルギー管理統括者」として全体を統括する責任者としていることから、組合事務局長を「環境管理者」とします。
- (2) 同様に「エネルギー管理企画推進者」を「環境推進員」とし環境管理者を補佐し、取組み状況を取りまとめるとともに、取組みが円滑に推進されるよう、環境保全に関する情報の収集・提供に努めます。
- (3) 同様に「エネルギー管理員」を「推進担当者」とし、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ計画の推進を図ります。



第2節 実施状況の報告及び点検の方法等

1 実施状況の報告及び点検

- (1) 推進担当者は、施設の運転管理における組み状況及び数値目標の数量等を随時環境推進員に報告します。
- (2) 環境推進員は、組合を含めた全体の取組み状況等を把握し、環境管理者に報告します。
- (3) 環境管理者は、取組み状況等を把握・点検し、取組みを推進します。
- (4) 環境管理者は、取組み状況等を整理するとともに、年1回開催する省エネルギー推進会議において、取組み状況等を報告します。

2 年次報告書の作成・公表

環境管理者は、取組み状況等を取りまとめ、ホームページや広報で公表します。